

食安輸発1112第1号
平成21年11月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ロシア産はちみつ及びその加工品)

平成21年度輸入食品等モニタリング計画については、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ロシア産はちみつにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記により検査等の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ロシア産はちみつ及びその加工品

2 検査項目及び検査頻度

- (1) OOO "FOREST PRODUCTS" が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、クロラムフェニコールに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、クロラムフェニコールに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参考)

1. 品名：はちみつ
2. 原産国：ロシア
3. 製造者：OOO "FOREST PRODUCTS"
4. 検査結果：クロラムフェニコール 0.0019ppm (基準値：不検出)
5. 検疫所：新潟検疫所 (届出受付番号：第51001353410号1欄)
6. 輸入者：有限会社 アジアプロダクト